第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

△

十五　林野　林業及び水産行政費　林業及び水産業の従業者数

算式

$$\frac{\sum_{n=13}^{13}(B_n \times C_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=13}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=20}^{22}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{401{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{13} = 0.014$

α　第2号算式の符号αに同じ。

D_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{14} = 0.014$

$E_{15} = 0.006$

$E_{16} = 0.003$

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　$AW_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00046

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00048

○

十五　林野　林業及び水産行政費　林業及び水産業の従業者数

算式

$$\frac{\sum_{n=12}^{13}(B_n \times C_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=12}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=20}^{22}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{400{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成12年度及び平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{12} = 0.020$

$C_{13} = 0.015$

α　第2号算式の符号αに同じ。

D_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{14} = 0.014$

$E_{15} = 0.006$

$E_{16} = 0.003$

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るも